

参考資料

令和3年第2回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 55 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 56 号	堺市市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第 57 号	堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
議案第 58 号	堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例	11
議案第 59 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第 60 号	堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例	15
報告第 6 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	17



<議案第55号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例>

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
69 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号に規定するものに限る。）に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	69 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害児通所支援関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報、児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第27条第1項第3号に規定するものに限る。）に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、特別児童扶養手当関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの



<議案第56号 堺市市税条例等の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（個人の均等割の非課税の範囲）</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）</p> <p>第33条 地方税法等の一部を改正する法律（<u>令和2年法律第5号</u>）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「<u>令和2年新法</u>」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>令和2年新法</u>第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>令和2年新法</u>第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業</p>	<p>（個人の均等割の非課税の範囲）</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この条及び第29条において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（法第349条の3第27項等の条例で定める割合）</p> <p>第33条 地方税法等の一部を改正する法律（<u>令和3年法律第7号</u>。以下「<u>令和3年改正法</u>」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「<u>令和3年新法</u>」という。）第349条の3第27項に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 <u>令和3年新法</u>第349条の3第28項に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 <u>令和3年新法</u>第349条の3第29項に規定する事業所内保育事業</p>

の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和2年新法附則第15条第19項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第30項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令

の用に供する家屋及び償却資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第2項第5号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 平成28年4月1日から令和5年3月31日までの間に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第25条に規定する認定事業により新たに取得された令和3年新法附則第15条第16項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第27項第1号イからニまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令

令和2年新法附則第15条第30項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第30項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15条第34項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に令和2年新法附則第15条第38項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に設置された令和2年新法附則第15条第39項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された令和2年新法附則第15

令和3年新法附則第15条第27項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第27項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第15条第30項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に令和3年新法附則第15条第34項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から令和5年3月31日までの間に設置された令和3年新法附則第15条第35項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

条第41項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

11 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの間に取得された法附則第64条に規定する政令で定める家屋及び構築物に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

（法附則第15条の8第2項の条例で定める割合）

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に新築された令和2年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

10 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された令和3年新法附則第64条に規定する政令で定める特例対象資産に係る同条の条例で定める割合は、零とする。

（法附則第15条の8第2項の条例で定める割合）

第3条の2の2 平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に新築された令和3年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の2 令和3年改正法附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第3条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第28条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「第59項」を「<u>第69項</u>」に改める。</p>	<p>第3条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第28条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「第59項」を「<u>第77項</u>」に改める。</p>



<議案第57号 堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第56号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（新設）</p>	<p><u>（就業環境の整備）</u>  <u>第7条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（業務継続計画の策定等）</u>  <u>第7条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>  <u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>  <u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p>
<p>（非常災害対策）  第8条 （略）  2 （略）  3 （新設）</p>	<p>（非常災害対策）  第8条 （略）  2 （略）  3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の</p>

(衛生管理等)

第17条 (略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第17条 (略)

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

<議案第58号 堺市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例>

堺市保健所及び保健センター条例（昭和38年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																						
<p>(保健センター)</p> <p>第3条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="259 555 1140 1042"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市堺保健センター</td> <td>堺市堺区甲斐町東3丁</td> </tr> <tr> <td>堺市中保健センター</td> <td>堺市中区深井沢町</td> </tr> <tr> <td>堺市東保健センター</td> <td>堺市東区日置荘原寺町</td> </tr> <tr> <td>堺市西保健センター</td> <td>堺市西区鳳東町6丁</td> </tr> <tr> <td>堺市南保健センター</td> <td>堺市南区桃山台1丁</td> </tr> <tr> <td>堺市北保健センター</td> <td>堺市北区新金岡町5丁</td> </tr> <tr> <td>堺市美原保健センター</td> <td>堺市美原区黒山</td> </tr> <tr> <td>堺市ちぬが丘保健センタ</td> <td>堺市堺区協和町3丁</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	堺市堺保健センター	堺市堺区甲斐町東3丁	堺市中保健センター	堺市中区深井沢町	堺市東保健センター	堺市東区日置荘原寺町	堺市西保健センター	堺市西区鳳東町6丁	堺市南保健センター	堺市南区桃山台1丁	堺市北保健センター	堺市北区新金岡町5丁	堺市美原保健センター	堺市美原区黒山	堺市ちぬが丘保健センタ	堺市堺区協和町3丁	—		<p>(保健センター)</p> <p>第3条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1234 547 2114 1037"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺市堺保健センター</td> <td>堺市堺区南瓦町</td> </tr> <tr> <td>堺市中保健センター</td> <td>堺市中区深井沢町</td> </tr> <tr> <td>堺市東保健センター</td> <td>堺市東区日置荘原寺町</td> </tr> <tr> <td>堺市西保健センター</td> <td>堺市西区鳳東町6丁</td> </tr> <tr> <td>堺市南保健センター</td> <td>堺市南区桃山台1丁</td> </tr> <tr> <td>堺市北保健センター</td> <td>堺市北区新金岡町5丁</td> </tr> <tr> <td>堺市美原保健センダー</td> <td>堺市美原区黒山</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(削る。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	名称	位置	堺市堺保健センター	堺市堺区南瓦町	堺市中保健センター	堺市中区深井沢町	堺市東保健センター	堺市東区日置荘原寺町	堺市西保健センター	堺市西区鳳東町6丁	堺市南保健センター	堺市南区桃山台1丁	堺市北保健センター	堺市北区新金岡町5丁	堺市美原保健センダー	堺市美原区黒山	(削る。)	
名称	位置																																						
堺市堺保健センター	堺市堺区甲斐町東3丁																																						
堺市中保健センター	堺市中区深井沢町																																						
堺市東保健センター	堺市東区日置荘原寺町																																						
堺市西保健センター	堺市西区鳳東町6丁																																						
堺市南保健センター	堺市南区桃山台1丁																																						
堺市北保健センター	堺市北区新金岡町5丁																																						
堺市美原保健センター	堺市美原区黒山																																						
堺市ちぬが丘保健センタ	堺市堺区協和町3丁																																						
—																																							
名称	位置																																						
堺市堺保健センター	堺市堺区南瓦町																																						
堺市中保健センター	堺市中区深井沢町																																						
堺市東保健センター	堺市東区日置荘原寺町																																						
堺市西保健センター	堺市西区鳳東町6丁																																						
堺市南保健センター	堺市南区桃山台1丁																																						
堺市北保健センター	堺市北区新金岡町5丁																																						
堺市美原保健センダー	堺市美原区黒山																																						
(削る。)																																							



<議案第59号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p>第25条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第12条第2項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新申請手数料 1件 4,000円</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第13条第3項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新申請手数料 1件 5,600円</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更承認申請手数料 1品目 90円</p> <p>(9)～(11) (略)</p>	<p>（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料）</p> <p>第25条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第12条第4項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新申請手数料 1件 4,000円</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>法第13条第4項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新申請手数料 1件 5,600円</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第14条第15項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の一部変更承認申請手数料 1品目 90円</p> <p>(9)～(11) (略)</p>

(12) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業  
又は貸与業の許可更新申請手数料 1件 11,000円

(13) 政令第1条の5第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の書  
換え交付手数料 1件 2,000円

(14) 政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の再  
交付手数料 1件 2,900円

(15)～(20) (略)

(12) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業  
又は貸与業の許可更新申請手数料 1件 11,000円

(13) 政令第2条の3第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の書  
換え交付手数料 1件 2,000円

(14) 政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証の再  
交付手数料 1件 2,900円

(15)～(20) (略)

<議案第60号 堺市特別会計設置条例の一部を改正する条例>

堺市特別会計設置条例（昭和39年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（特別会計の設置、目的及び名称）</p> <p>第2条 次に掲げる事業について、その行政目的の実施に関する経理を明確にするため、本市において設置される特別会計及びその名称は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p><u>(1) 都市開発事業 堺市都市開発資金特別会計</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険事業 堺市国民健康保険事業特別会計</u></p> <p><u>(3) 公共用地先行取得事業 堺市公共用地先行取得事業特別会計</u></p> <p><u>(4) 公債管理事業 堺市公債管理特別会計</u></p>	<p>（特別会計の設置、目的及び名称）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事業について、その行政目的の実施に関する経理を明確にするため、本市において設置される特別会計及びその名称は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（削る。）</p> <p><u>(1) 国民健康保険事業 堺市国民健康保険事業特別会計</u></p> <p><u>(2) 公共用地先行取得事業 堺市公共用地先行取得事業特別会計</u></p> <p><u>(3) 公債管理事業 堺市公債管理特別会計</u></p>





境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

附 則

（令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例）

第4条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された

境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

附 則

（令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例）

第4条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された

価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る平成30年度から令和2年

価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条 宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等（法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。）に係る令和4年度分及び令和5年

度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当

度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該

該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の3 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第6条 市街化区域農地(法附則第19条の2第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する

は、法附則第18条の3の規定は適用しない。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条の3 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下この条において「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第6条 市街化区域農地(法附則第19条の2第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する

固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地（法附則第19条の3第4項に規定する農地をいう。以下同じ。）以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

表（略）

2～3 （略）

※ 新規

固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地（法附則第19条の3第5項に規定する農地をいう。以下同じ。）以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額と同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

表（略）

2～3 （略）

4 令和2年度分の固定資産税について堺市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第27号）による改正前の堺市市税条例（この項、次条第4項及び附則第10条第4項において「令和3年改正前の堺市市税条例」という。）附則第6条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の堺市市税条例附則第6条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

第7条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこ

固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

第7条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に

これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 (略)

4 平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税に限り、法附則第19条の4第6項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項及び第2項の規定(当該年度が平成30年度である場合には、堺市市税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第34号)による改正前の堺市市税条例(附則第10条第4項において「平成30年改正前の堺市市税条例」という。)附則第7条第1項から第3項までの規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地(附則第10条第4項において「軽減適用外市街化区域農地」という。)であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 (略)

4 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、法附則第19条の4第6項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項及び第2項の規定(当該年度が令和3年度である場合には、令和3年改正前の堺市市税条例附則第7条第1項から第3項までの規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定又は前条第4項の規定の適用を受けない市街化区域農地(附則第10条第4項において「軽減適用外市街化区域農地」という。)であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であ

る商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市

るときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計

計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の3 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の

画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

6 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の2 令和3年改正法附則第14条第1項の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の3 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都

都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表（略）

第10条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第6条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地

市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表（略）

第10条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第6条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除

であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 (略)

- 4 平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第1項及び第2項の規定(当該年度が平成30年度である場合には、平成30年改正前の堺市市税条例附則第10条第1項

く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 (略)

- 4 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第1項及び第2項の規定(当該年度が令和3年度である場合には、令和3年改正前の堺市市税条例附則第10条第1項から第

から第3項までの規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であったものとみなして、法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

(令和2年度分から令和5年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第55条の規定の適用については、

3項までの規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であったものとみなして、法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

(令和2年度分から令和5年度分までの軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のものに対する第55条の規定の適用については、

当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定するガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

4 第1項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 新設

6 新設

第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

4 第1項に規定する3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 第1項に規定する3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第55条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第1項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第55条の規定の適

7 新設

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例等)

第21条の5 (略)

2～3 (略)

4 法第451条第1項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車であって自家用のもの

用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第55条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる第55条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例等)

第21条の5 (略)

2～3 (略)

4 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車であって自

に対しては、当該軽自動車の取得が前項に規定する特定期間に行われたときに限り、第54条の3第1号の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

家用のものに対しては、当該軽自動車の取得が前項に規定する特定期間に行われたときに限り、第54条の3第1号の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。



**令和3年第2回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表**

---

令和3年5月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-21-0084